

30 日 獣 発 第 115 号

平成 30 年 7 月 9 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

このことについて、平成 30 年 6 月 20 日付け薬生監麻発 0620 第 3 号をもって、厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 187 号）の公布に伴い、別添写しのとおり記載の物質が麻薬に指定され、平成 30 年 7 月 20 日から施行される旨を通知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

薬生監麻発 0620 第 3 号

平成 30 年 6 月 20 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本年 6 月 20 日付け、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 187 号）が公布されたこ
とに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写
しのとおり通知したので、内容を御了知の上、貴会会員に周知されるよう願
い申し上げます。



薬生発0621第2号
平成30年6月21日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本年6月20日付けで麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第187号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

今般、国連事務総長より1961年の麻薬に関する単一条約（昭和50年条約第22号）第3条第7項の規定に基づき下記5物質を附表Iに、下記1物質を附表I及びIVに、また向精神薬に関する条約（平成2年条約第7号）第2条第7項の規定に基づき下記5物質を附表IIに、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。

そのため、我が国でも、国内法令（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）等）を改正し、これらの物質を麻薬として規制するため必要な措置をとるものである。

第2 改正の内容

次の11物質を新たに麻薬に指定した。

- ①N—（1—アミノ—3—メチル—1—オキシブタン—2—イル）—1—
—（シクロヘキシルメチル）—1H—インダゾール—3—カルボキサ

ミド

- ②N—（1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル）—
1—ペンチル—1H—インダゾール—3—カルボキサミド
- ③N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルアクリ
ルアミド
- ④N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルテトラ
ヒドロフラン—2—カルボキサミド
- ⑤N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルフラン
—2—カルボキサミド
- ⑥1—（4—フルオロフェニル）プロパン—2—アミン
- ⑦N—（4—フルオロフェニル）—2—メチル—N—（1—フェネチル
ピペリジン—4—イル）プロパンアミド
- ⑧N—（2—フルオロフェニル）—2—メトキシ—N—（1—フェネチ
ルピペリジン—4—イル）アセトアミド
- ⑨（1—ペンチル—1H—インドール—3—イル）（2，2，3，3—
テトラメチルシクロプロパン—1—イル）メタノン
- ⑩メチル＝1—フェネチル—4—（N—フェニルプロパンアミド）ピペ
リジン—4—カルボキシラート
- ⑪メチル＝2—[1—（5—フルオロペンチル）—1H—インダゾール
—3—カルボキサミド]—3，3—ジメチルブタノアート

※③④⑤⑦⑧：1961年の麻薬に関する単一条約の附表Iに追加
⑩：1961年の麻薬に関する単一条約の附表I及びIVに追加
①②⑥⑨⑪：向精神薬に関する条約の附表IIに追加

第3 施行日

公布の日（平成30年6月20日）から起算して30日を経過した日（平成30年7月20日）から施行する。

第4 留意事項

- (1) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- (2) 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、(1)と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- (3) (1)及び(2)について、麻薬及び向精神薬取締法第49条等の規定

に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導すること。

(4) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導すること。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導すること。

(5) 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

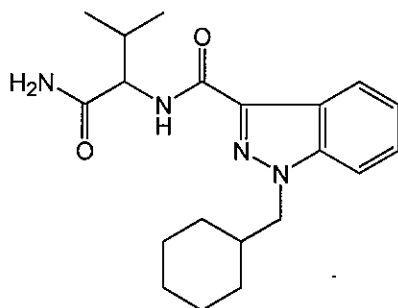
第5 物質の構造式等

1 麻薬

(1) 化学名：N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド

通称：AB-CHMINACA

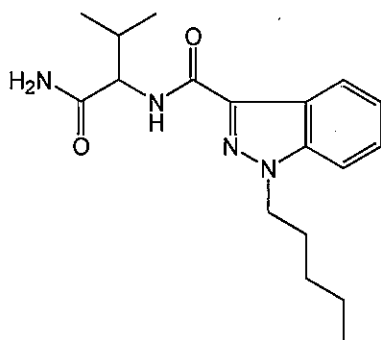
構造：



(2) 化学名：N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド

通称：AB-PINACA

構造：

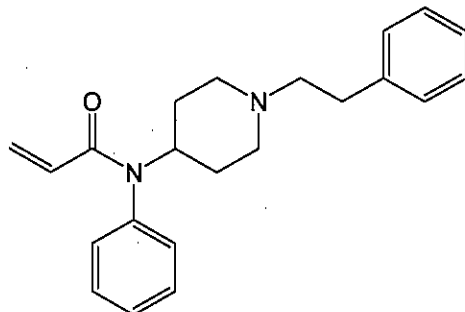


(3) 化学名：N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニ

ルアクリルアミド

通 称 : Acrylfentanyl, Acryloylfentanyl

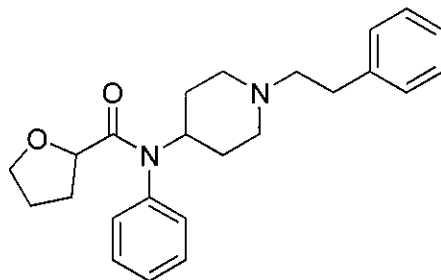
構 造 :



(4) 化学名 : N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド

通 称 : THF-F, THF-fentanyl, Tetrahydrofuranlyl fentanyl

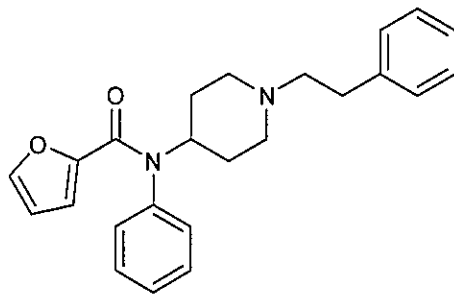
構 造 :



(5) 化学名 : N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド

通 称 : Furanylfentanyl

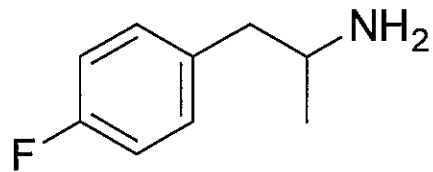
構 造 :



(6) 化学名 : 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン

通 称 : 4-FA, 4FMP, 4-Fluoroamphetamine, *p*-Fluoroamphetamine

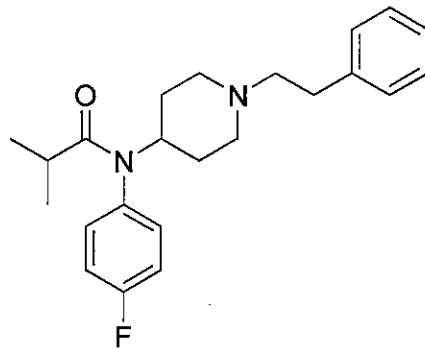
構 造 :



(7) 化学名：N-(4-フルオロフェニル)-2-メチル-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド

通称：4-FIBF, *p*-FIBF, 4-Fluoroisobutyryl fentanyl

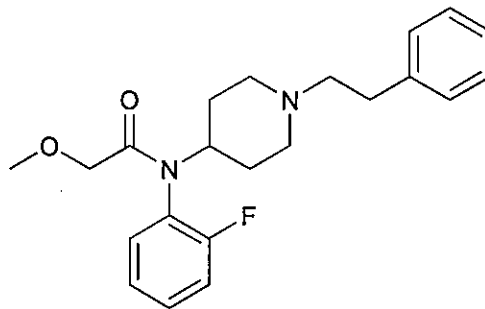
構造：



(8) 化学名：N-(2-フルオロフェニル)-2-メトキシ-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)アセトアミド

通称：Ocfentanil, A-3217

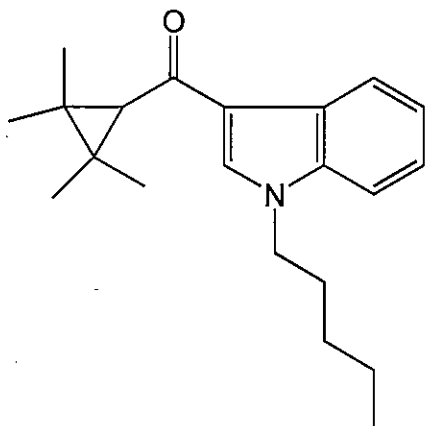
構造：



(9) 化学名：(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン

通称：UR-144

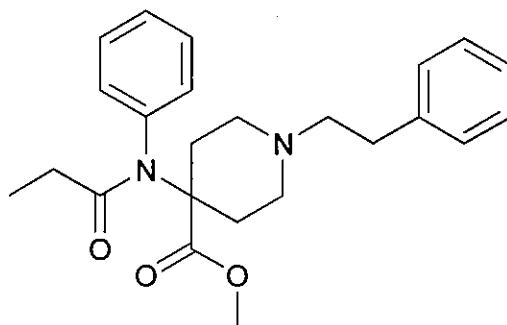
構造:



(10) 化学名：メチル＝1－フェネチル－4－（N－フェニルプロパンアミド）ピペリジン－4－カルボキシラート

通称：Carfentanil, Carfentanyl, 4-Carbomethoxyfentanyl

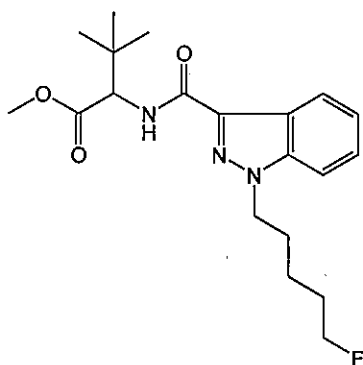
構造:



(11) 化学名：メチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート

通称：5F-ADB, 5F-MDMB-PINACA, MDMB2201 indazole analog

構造:



※麻薬として指定する物には上記物質1から物質11の塩類及びこれらを含む。

第6 その他

今回新たに麻薬に指定した上記麻薬 11 物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物として指定しているが、改正政令の施行に伴い、指定薬物の指定から外れ、指定薬物ではなくなるので御了知いただきたい。